

添付法令資料 1 :

モロッコにおける旧軍人・戦士に関する法律第 34-97 号を適用して
その社会的功績に係る Hassan II 世財団を設立するための 2001 年 6 月 22 日付政令
第 2-01-95 号 (目次)

- 第 1 章 旧軍人・戦士の身分を認定する委員会 (第 1 条～第 4 条)
- 第 2 章 旧軍人・戦士の身分証 (第 5 条～第 7 条)
- 第 3 章 特別手当 (第 8 条～第 17 条)

添付法令資料 2 :

韓国雇用上年齢差別禁止及び高齢者雇用促進に関する法律 (目次)
2016 年 1 月 27 日法律第 13897 号により一部改正 2016 年 7 月 28 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 4 条の 3)
- 第 1 章の 2 雇用上年齢差別禁止 (第 4 条の 4 ないし第 4 条の 9)
- 第 2 章 政府の高齢者就業支援 (第 5 条ないし第 11 条の 4)
- 第 3 章 高齢者の雇用促進及び雇用安定 (第 12 条ないし第 18 条)
- 第 4 章 定年 (第 19 条ないし第 22 条)
- 第 5 章 補則 (第 23 条ないし第 24 条)
- 附則

添付法令資料 3 :

労働に関する 1999 年 5 月 14 日付モンゴル国法律 (目次)
2017 年最終改正

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 7 条)
- 第 2 章 集団契約及び集団協約 (第 8 条ないし第 20 条)
- 第 3 章 労働契約 (第 21 条ないし第 46 条)
- 第 4 章 賃金及び手当 (第 47 条ないし第 69 条)
- 第 5 章 労働時間及び休息时间 (第 70 条ないし第 80 条)
- 第 6 章 労働条件、労働安全活動及び衛生基準 (第 81 条ないし第 99 条。ただし、第 97 条のみ有効)
- 第 7 章 女子労働 (第 100 条ないし第 108 条)
- 第 8 章 未成年者、障害者、小人症者又は高齢者の労働 (第 109 条ないし第 112 条)
- 第 9 章 外国人又は外国の経済単位若しくは組織において業務する者の労働 (第 113 条及び第 114 条)
- 第 10 章 集団的労働紛争の調整 (第 115 条ないし第 124 条)
- 第 11 章 個別的労働紛争の調整 (第 125 条ないし第 129 条)
- 第 12 章 内部労働規則、労働規律及び財産的責任 (第 130 条ないし第 136 条)
- 第 13 章 労働の管理及び組織化 (第 137 条及び第 138 条)
- 第 14 章 労働の監督 (第 139 条及び第 140 条)
- 第 15 章 その他の規定 (第 141 条、第 141 条及び第 142 条)

添付法令資料 4 :

電子による土地情報サービスに関する 2017 年 4 月 25 日付
インドネシア共和国農地空間大臣及び国家土地庁長官規則 No.5 (目次)
同月 27 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条)
- 第 2 章 土地情報サービスの種類 (第 2 条)
- 第 3 章 サービス申請者 (第 3 条及び第 4 条)
- 第 4 章 土地情報サービス (第 5 条ないし第 11 条)
- 第 5 章 制裁 (第 12 条)
- 第 6 章 雑則 (第 13 条及び第 14 条)
- 第 7 章 終則 (第 15 条及び第 16 条)

添付法令資料 5 :

外国船に対し内陸水運許可証を発給する手続を定めるベトナム運輸交通省の通知
(目次)

2016 年 12 月 30 日付第 50/2016/TT-BGTVT 号通知 / 17.07.01 施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 5 条)
- 第 2 章 外国船に対する内陸水運許可証の発給及び回収手続
 - 第 1 目 専用船舶による長さ超過及び重量超過貨物その他の各種貨物の運送並びに港において滞留している貨物、旅客及び荷物の解放 (第 6 条及び第 7 条)
 - 第 2 目 天災及び疫病の防止・克服又は緊急人道救助 (第 8 条及び第 9 条)
 - 第 3 目 観光客船から大陸への旅客及び荷物の運送 (第 10 条及び第 11 条)
 - 第 4 目 内陸水運許可証の回収 (第 12 条及び第 13 条)
- 第 3 章 実施の組織化 (第 14 条ないし第 16 条)